

三浦市市制施行 70 周年記念 令和 7 年度みうら市民まつり参加事業企画募集要領

1 開催日時・場所

日時：令和 7 年 11 月 16 日（日）10 時～15 時

（雨天決行、荒天の場合には中止または内容の変更あり）

場所：潮風アリーナ及び初声市民センター

2 市民まつり開催の趣旨について

みうら市民まつりは、市民が一体感を持って市内でいきいきと暮らし、郷土を愛する気持ちを共有できるよう、また、市内の様々な団体・業種の活性化を促すことを目的として実施するものです。みうら市民まつりを通じて市民の一体感をつくりだしましょう。

3 市民まつり参加事業企画のテーマについて

- ① 豊かな共生社会、福祉・市民活動の推進
- ② 環境・エコロジー・ライフスタイル提案
- ③ 教育・文化・体育に関連した催し
- ④ 市民交流・地域活性化の推進
- ⑤ 地産地消・うまいもの屋台

※ 参加事業企画の募集とともに市民まつり運営サポーター（事務局サポート）も募集する。

4 参加企画事業について

対象事業は、「2 市民まつり開催の趣旨について」及び「3 市民まつり参加事業企画のテーマについて」に沿ったものとなります。応募期間終了後、実行委員会で選定して決定します。

ただし、次の項目に該当する事業は参加できません。

- 公序良俗に反するもの
- 政治的活動と認められるもの
- 宗教の布教等と認められるもの
- 特定の団体や個人を誹謗中傷する内容のもの
- 企業活動や商品の P R を目的としたもの（ただし、協賛事業者に限り P R ブースにてチラシ等を配架することは可能です。詳細については別途ご案内します。）
- その他、みうら市民まつりとして適当でないと実行委員会が認めたもの

※食品を提供する場合の注意事項

1 ブースで提供できるのは原則 1 品目となります。

また、年間に複数回出店する場合は、営業に該当するため、事前に県（鎌倉保健福祉事務所三崎センター）で「（屋台型）臨時営業」の許可を受ける必要があります。

なお、出店が営利目的でなく、年間に 1 回のみの出店の場合は「臨時出店」となり、事前の手続きは必要ありませんが、「神奈川県臨時出店等における食品の取り扱いに関する指導指針」を順守してください。

詳しくは神奈川県ホームページまたは二次元コードからご確認ください。

屋外型臨時
営業について



臨時出店・
模擬店について



臨時出店等におけ
る食品の取扱いに
関する指導指針



5 出店料について

販売を行う場合は出店料をいただきます。

食品類以外の販売 2,000 円、食品類の販売 3,000 円

6 参加にあたって

(1) 参加される場所や区画割等は実行委員会で決定します。

(2) 申し込み多数の場合などにより、参加できない場合もあります。参加者決定は8月中に通知する予定です。

その後、飲食の出店及び屋内ステージ、屋外ステージ出演者による打ち合わせ会を別途行いますので、参加決定された方は必ず出席してください。

打ち合わせ会の日程については決定時にお知らせします。

(3) 電源は原則ありません。屋外での電源は出展（店）者側でご用意ください。

屋内でどうしても電源が必要な場合には、申込時個別にご相談ください。

(4) 屋内ステージ及び屋内出展（店）される方につきましては、必ず室内履きをご用意ください。

7 申込みについて

みうら市民まつりに参加を希望する方は、別添の「みうら市民まつり参加申込書（兼企画書）」に必要事項を記入し、次の方法でみうら市民まつり実行委員会事務局（市民協働課）まで提出してください。

●郵 送：〒238-0298 三浦市城山町1番1号 三浦市役所 市民協働課

●FAX：046-882-1160

●メール：shiminkyodo0101@city.miura.kanagawa.jp

※申込書については、市ホームページまたは二次元コードからご確認ください。



8 募集期間

令和7年6月30日（月）まで